公益社団法人自由人権協会
〒105-0002 東京都港区愛宕 1-6-7 愛宕山弁護士ビル 306 号室
TEL:03-3437-5466 FAX:03-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www.jclu.org/

JCLU

JAPAN CIVIL LIBERTIES UNION
306, Atagoyama Bengoshi BLDG. 1-6-7, Atago, Minato-ku, Tokyo 105-0002, Japan
TEL:+81-3-3437-5466 FAX:+81-3-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www.jclu.org/

2016 年 6 月 22 日

公益社団法人自由人権協会
代表理事　喜 田 村 洋 一
同　紙 谷 雅 子
同　芹 澤　　齊
同　升 味 佐 江 子

辺野古問題の本質的解決に向けて国に県との協議開始を求める声明

今般、沖縄県の辺野古沿岸域の埋立て承認の取消しに関し、国地方係争処理委員会の見解が公表された。当協会は、国が、この見解に従い、「普天間飛行場の返還のためには辺野古移設が唯一の解決策」との主張を見直し、海兵隊の海外移転を含めたあらゆる方策を検討対象として、沖縄県と真摯な協議を開始するよう求める。

２０１６年６月２０日、国地方係争処理委員会は、沖縄県知事の辺野古埋立承認取消しに対する地方自治法第２４５条の７第１項に基づく国土交通大臣の是正の指示について、違法か否かの判断をせず、「国と沖縄県は普天間飛行場の返還という共通の目的の実現に向けて真摯に協議するべきである」との見解を関係者に通知した。

同委員会は、問題とされた国交大臣の「是正の指示」は辺野古埋立承認出願に始まる一連の流れの延長線にあり、争論の本質は「普天間飛行場の代替施設の辺野古への建設の施策の是非に関する国と沖縄県の対立である」と指摘し、そのような対立があるときは、国と県は、両者が担う公益の最大化を目指して互いに十分協議し調整すべきであるのに、議論を深めるための共通基盤づくりが不十分であるとして、「国と沖縄県〔が〕普天間飛行場の返還という共通の目的の実現に向けて真摯に協議し、双方がそれぞれ納得できる結果を導き出す努力をすることが、問題解決に向けての最善の道である」と結論づけている。

このように同委員会が「国と沖縄県の双方がそれぞれ納得できる結果を導き

出す努力」を求めたのは、国に対し「辺野古移設が唯一の解決策」との立場に固執することなく、「普天間飛行場の返還という共通の目的の実現に向けた」協議を求めたものと解される。安全保障・外交問題は国の専権事項だとして国が一方的に「辺野古への移設」を決めることはできず、国と県がそれぞれの立場から意見を述べて協議することが必要であるとしたのである。

先の代執行訴訟においては、福岡高等裁判所那覇支部が、埋立て承認取消しを取り消すよう求めた国の主張を認めず、埋立工事強行を認めない結果となる和解を主導した。これに続けて今回は、総務省の第三者委員会である国地方係争処理委員会が、辺野古移転を前提とする是正の指示という国の強硬策を「適法」と判断しなかった。今回の見解は、実質的にはこれまでの国の一連の措置の見直しを求めるものである。

政府は、裁判所や第三者委員会という、独立性を有する機関が国の主張を容れなかったことの意味を十分かみしめるべきである。

すでに、沖縄県知事は、同委員会の見解に従い国との協議による解決を目指す意向を表明している。

当協会は、問題の本質に立ち返った解決を図るため、国もまた、同委員会の見解を受け入れ、「辺野古が唯一の解決策である」との立場を前提とすることなく、県との真摯な協議に応じるよう求める。

今回の見解は、「辺野古問題」は政治の場で解決されるべきことを示唆している。政府のみならず、国会もまた、党派を超えて、沖縄に負わされた過剰な負担と、沖縄の民意をことさらに無視してきた不正義を直視し、「普天間基地の返還」のために採り得る最善の施策を真摯に検討し議論すべきである。

当協会は、国政に参加するすべての議員に対しても、同委員会の見解を受け止め、政治的課題として取り組むよう求める。